

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

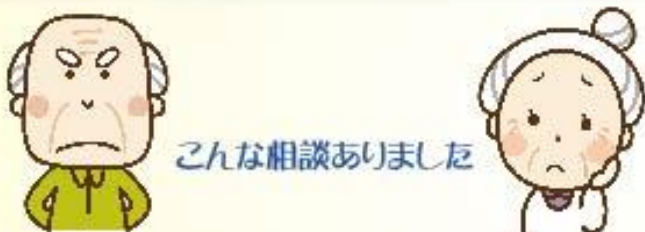
No.115

発行：東濃西部広域行政事務組合

消費生活相談窓口

消費生活相談窓口では、消費者であれば誰でも、「無料」「秘密厳守」で相談でき、専門の相談員が相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをしています。商品・サービス契約時や購入時のトラブルのほか、架空請求詐欺等についてもご相談いただけます。

トラブルの解決には、何よりも「早めの相談」が大切です。少しでも不安を感じた場合は、必ず、契約前、購入前、支払前に、消費生活相談窓口にご相談ください。



こんな相談ありました

固定電話の通信状態が悪く、たまたま大手電話会社の名称のような会社から電話があったので相談して固定電話の工事をしてもらった。しかし、通信状態は良くならなかった。何の工事をしたかよくわからない。元に戻したい。

通信契約をした場合、事業者には契約書面を交付することが義務付けられています。口頭で契約した場合でも同様です。必ず契約書面を確認し、契約内容をよく確かめましょう。理解できない部分は、事業者に、納得がいくまで確認して下さい。解除を希望する場合には書面に記載された手順に従い解除通知を出しましょう。

4月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	12件
訪問販売	14件
訪問購入	0件
通信販売	37件
連鎖販売	0件
電話勧誘	14件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	6件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業